

【担当】

需給調整事業室

需給調整事業室長 大森 武男

副主任需給調整指導官 熊岡 秀織

電話 029-224-6239

特定労働者派遣事業主に対する労働者派遣事業改善命令について

茨城労働局(局長 植松 弘)は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(以下「労働者派遣法」という。)に基づき、労働者派遣事業を営む事業主に対して、同法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

記

1 被処分事業主(特定派遣元事業主)

名 称	千代田メンテナンス株式会社
代表者の職氏名	代表取締役 谷田川 新一
所 在 地	茨城県銚田市箕輪1632番地
届出に関する事項	届出年月日 平成19年7月23日 届出番号 特08-300680

2 処分内容

労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令
(改善命令の内容は下記4のとおり)

3 処分理由

(1) 千代田メンテナンス株式会社は、平成19年4月1日から同19年7月22日までの間、労働者派遣法第16条第1項に違反して、厚生労働大臣に特定労働者派遣事業を届け出ることなく、派遣先Aが、青森県上北郡六ヶ所村の工場内の就業場所において派遣労働者を供給先Bの指揮命令の下で工場設備の保守、点検等の業務に従事させる労働者供給事業を行っていることを知りながら、当該派遣先に対し、派遣労働者延べ69人日にわたる労働者派遣を行い、もって当該派遣先が行う職業安定法第44条に違反する労働者供給事業を助長したこと。

(2) 千代田メンテナンス株式会社は、平成19年11月1日から同20年6月30日までの間、労働者派遣法第24条の2に違反して、派遣元事業主以外の労働者派遣事業を行う事業主から、延べ145人日の労働者派遣の役務の提供を受けるとともに、この派遣労働者につき、法定の除外事由がないのに、職業安定法第44条に違反して、出向契約と称して供給先Aに対する労働者供給事業を行い、当該供給先を経由して、青森県上北郡六ヶ所村の工場内の就業場所において供給先Bの指揮命令の下で工場設備の保守、点検等の業務に従事させたこと。

- (3) 千代田メンテナンス株式会社は、平成19年7月23日から同20年12月26日までの間、
- ① 労働者派遣法第26条第1項の規定に違反して、労働者派遣契約の締結に際し、同項各号に掲げる事項の内容及びその内容の組み合わせごとの派遣労働者の数を定めた上で当該定めた事項を書面に記載しておくことを適正に行わず、
 - ② 同条第6項に違反して、派遣可能期間の抵触日の通知を受けることなく労働者派遣契約を締結し、
 - ③ 同法第32条第2項に違反して、その雇用する労働者を新たに労働者派遣の対象とする際に、その旨を明示せず、その同意も得ず、
 - ④ 同法第34条第1項に違反して、派遣労働者に対し同項各号に規定する事項を適正に明示せず、
 - ⑤ 同法第35条に違反して、労働者派遣をする際に、同条各号に掲げる事項を派遣先へ適正に通知をせず、
 - ⑥ 同法第35条の2に違反して、抵触日の一月前の日から抵触日の前日までに派遣先及び派遣労働者に対して当該抵触日以降労働者派遣を行わない旨の通知をせず、派遣可能期間の抵触日以降も継続して、
 - ⑦ 同法第37条第1項に違反して、派遣元管理台帳を適正に作成せず、派遣先Aが、青森県上北郡六ヶ所村の工場内の就業場所において、派遣労働者を供給先Bの指揮命令の下で工場設備の保守、点検等の業務に従事させる労働者供給事業を行っていることを知りながら、当該派遣先に対し、派遣労働者延べ175人日にわたる労働者派遣を行い、もって当該派遣先が行う職業安定法第44条に違反する労働者供給を助長したこと。

4 労働者派遣事業改善命令の内容

- (1) 千代田メンテナンス株式会社は、自社が平成22年3月1日から平成22年4月11日までに行った又は役務の提供を受けた全ての労働者派遣及び同期間中に行った又は発注した全ての請負事業について、労働者派遣法及び職業安定法に則って行われているか総点検を行い、これらに係る違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に、速やかに是正すること。

なお、総点検に当たっては、特に次の条項等について、重点的に点検すること。

- ① 職業安定法第44条に違反する労働者供給事業への労働者派遣（二重派遣）
- ② 労働者派遣法第24条の2
- ③ 労働者派遣法第26条第1項及び第6項
- ④ 労働者派遣法第32条第2項
- ⑤ 労働者派遣法第34条第1項
- ⑥ 労働者派遣法第35条
- ⑦ 労働者派遣法第35条の2第1項及び第2項
- ⑧ 労働者派遣法第37条第1項

- (2) 千代田メンテナンス株式会社は、上記（処分理由）の各事項に係る労働者派遣法等違反について、それぞれ、その発生の経過を明らかにした上で、原因を究明し、再発防止のための措置を講ず

ること。加えて、労働者派遣法、職業安定法等労働に関する法律の規定に違反することのないよう、遵法体制の整備を図ること。